

令和5年度 大阪港湾局 建設工事 請負契約に係る入札・契約制度について

大阪府が専ら管理する港湾若しくは海岸等に関する工事を対象とする。(大阪港湾局のうち、計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部が発注する工事)

令和5年度において、大阪港湾局が採用する建設工事の請負契約に係る入札・契約制度は、次のとおりとする。

- ① 随意契約を除き、原則として条件付一般競争入札《電子入札》とする。この内、技術力を必要とする工事等については、総合評価落札方式又は条件付一般競争入札（実績申告型）を採用することができる。
ただし、早期に対応する必要がある工事については、条件付一般競争入札（事前審査型）《紙入札》とすることができる。
- ② 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む価格をいう。以下同じ。）が22.8億円以上の工事については国際競争入札とする。
- ③ 単価契約による発注工事は、条件付一般競争入札もしくは通常指名競争入札とする。
- ④ 予定価格が9千万円以上の工事については、原則として、入札参加業者に特定建設業許可を求め、配置技術者として専任の監理技術者（入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上である者に限る。）を配置できることを入札参加条件として求めるものとする。ただし、建築一式工事については1億円以上、プラント機械・電気・電気通信設備工事、電気工事及び管工事等については1.3億円以上とする。
また、予定価格が上記に記載する金額未満の工事の発注についても、その工事内容に応じて、発注者の判断により、入札参加業者に特定建設業許可及び上記の専任の監理技術者の配置を入札参加条件として求めることができる。

(土木一式工事)

- (1) 予定価格が2千万円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事D等級に属する建設業者（府内業者（大阪府内に建設業法上の主たる営業所を有する者をいう。以下同じ。）に限る。）を対象とする。
- (2) 予定価格が2千万円以上で9千万円未満の土木一式工事の発注については、随意契約

を除き、原則として土木一式工事C等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。

- (3) 予定価格が9千万円以上で3億5千万円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事B等級に属する建設業者（特殊工事を除き、府内業者に限る。）を対象とする。
- (4) 予定価格が3億5千万円以上で9億円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事A等級に属する建設業者（特殊工事を除き、府内業者に限る。）を対象とする。
- (5) 予定価格が9億円以上で13億5千万円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事A等級に属する建設業者と土木一式工事B等級に属する建設業者の二者で構成される特定建設工事共同企業体を対象とする。なお、土木一式工事B等級に属する建設業者は府内業者でなければならない。
- (6) 予定価格が13億5千万円以上で22.8億円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事AA等級に属する建設業者と土木一式工事A等級に属する建設業者の二者、土木一式工事A等級に属する建設業者の二者で構成される特定建設工事共同企業体及び土木一式工事AA等級に属する建設業者(単体)を対象とする。
なお、特定建設工事共同企業体の場合、二者のうち一者以上は府内業者でなければならない。
- (7) 条件付一般競争入札（事前審査型）による土木一式工事の発注については、上記の予定価格による等級の基準によらず、案件に応じて、発注者の判断により対象とする建設業者の等級を定めることができる。

（舗装工事）

- (1) 予定価格が1千万円未満の舗装工事（舗装補修工事を含む。以下同じ。）の発注については、舗装工事C等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。
- (2) 予定価格が1千万円以上で2千5百万円未満の舗装工事の発注については、随意契約を除き、原則として舗装工事B等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。
- (3) 予定価格が2千5百万円以上で3千5百万円未満の舗装工事の発注については、随意契約及び単価契約を除き、原則として舗装工事A等級に属する建設業者を対象とする。
なお、府外業者の入札参加は新設舗装に限るものとする。
- (4) 予定価格が3千5百万円以上で2億円未満の舗装工事の発注については、随意契約及び単価契約を除き、原則として舗装工事A等級に属する建設業者を対象とする。
- (5) 予定価格が2億円以上で22.8億円未満の舗装工事の発注については、随意契約及び単価契約を除き、原則として舗装工事A等級に属する建設業者の二者で構成される特定建設工事共同企業体（代表構成員は、総合点数が1,160点以上に限る。）を対象とする。

なお、共同企業体の二者のうち一者以上は府内業者で、中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者でなければならない。

- (6) 舗装補修工事（単価契約）の発注については、原則として条件付一般競争入札とし、対象とする建設業者は発注者の判断で決定するものとする。

(建築一式工事)

- (1) 予定価格が5千万円未満の建築一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として建築一式工事D等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。
- (2) 予定価格が5千万円以上で1億8千万円未満の建築一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として建築一式工事C等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。
- (3) 予定価格が1億8千万円以上で6億円未満の建築一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として建築一式工事B等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。
- (4) 予定価格が6億円以上で8億円未満の建築一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として建築一式工事A等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。
- (5) 予定価格が8億円以上で22.8億円未満の建築一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として建築一式工事AA等級に属する建設業者と建築一式工事A等級に属する建設業者の二者で構成される特定建設工事共同企業体又は、建築一式工事AA等級に属する建設業者(単体)を対象とする。

なお、特定建設工事共同企業体の二者のうち一者以上は府内業者でなければならない。

(プラント機械・電気・電気通信設備工事)

- (1) 予定価格が22.8億円未満のプラント機械・電気・電気通信設備工事の発注については、随意契約を除き、原則として発注工種に応じた等級または総合点数を有する建設業者を対象とする。

(電気工事・管工事) ※ただし、プラント電気設備工事を除く。

- (1) 予定価格が2千万円未満の電気工事（管工事）の発注については、随意契約を除き、原則として電気工事(管工事)D等級に属する建設業者（府内業者に限る）を対象とする。ただし、当面の間は、管工事については、管工事B、C及びD等級に属する建設業者を対象とする。
- (2) 予定価格が2千万円以上で5千万円未満の電気工事（管工事）の発注については、随意契約を除き、原則として電気工事（管工事）C等級に属する建設業者（府内業者に限る）を対象とする。ただし、当面の間は、管工事については、管工事B及びC等級に属する建設業者を対象とする。
- (3) 予定価格が5千万円以上で2億円未満の電気工事（管工事）の発注については、随意

契約を除き、原則として電気工事（管工事）B等級に属する建設業者（府内業者に限る）を対象とする。

- (4) 予定価格が2億円以上で22.8億円未満の電気工事（管工事）の発注については、随意契約を除き、原則として電気工事（管工事）A等級に属する建設業者を対象とする。

（鋼橋上部工事） ※ただし、橋梁補修・補強工事を除く。

- (1) 予定価格が5億円未満の鋼橋上部工事の発注については、随意契約を除き、原則として鋼橋上部工事の総合点数が1,000点以上（府内業者または大阪府内に自社工場を有する者にあつては900点以上）の建設業者を対象とする。
- (2) 予定価格が5億円以上で10億円未満の鋼橋上部工事の発注については、随意契約を除き、原則として鋼橋上部工事の総合点数が1,100点以上（府内業者または大阪府内に自社工場を有する者にあつては1,000点以上）の建設業者を対象とする。
- (3) 予定価格が10億円以上で22.8億円未満の鋼橋上部工事の発注については、随意契約を除き、原則として鋼橋上部工事の総合点数が1,200点以上（府内業者または大阪府内に自社工場を有する者にあつては1,100点以上）の建設業者（単体）又は1,200点以上（府内業者または大阪府内に自社工場を有する者にあつては1,100点以上）の建設業者と950点以上の建設業者の二者で構成される特定建設工事共同企業体を対象とする。

（PC橋上部工事） ※ただし、橋梁補修・補強工事を除く。

- (1) 予定価格が22.8億円未満のPC橋上部工事の発注については、随意契約を除き、原則としてプレストレストコンクリート構造物工事の総合点数が950点以上の建設業者を対象とする。
- (2) 予定価格が1億円未満のPC橋上部工事（プレテンション方式の場合はJIS桁を使用する場合に限る。）の発注については、随意契約を除き、原則としてプレストレストコンクリート構造物工事の総合点数が950点以上（府内業者は850点以上）の建設業者を対象とする。

（橋梁補修・補強工事（上部工が鋼構造の場合））

- (1) 予定価格が2千万円未満の橋梁補修・補強工事（上部工が鋼構造の場合）の発注については、随意契約を除き、鋼構造物工事の総合点数を有する建設業者を対象とする。
- (2) 予定価格が2千万以上5千万円未満の橋梁補修・補強工事（上部工が鋼構造の場合）の発注については、随意契約を除き、原則として鋼構造物工事の総合点数が900点以上（府内業者にあつては800点以上）の建設業者を対象とする。
- (3) 予定価格が5千万以上の橋梁補修・補強工事（上部工が鋼構造の場合）の発注については、随意契約を除き、原則として鋼構造物工事の総合点数が1,000点以上（府内業者にあつては900点以上）の建設業者を対象とする。

- (4) 上部工の主構造に影響を及ぼす工事は、原則として鋼橋上部工事の入札参加資格を満たす建設業者を加えるものとする。

(橋梁補修・補強工事（上部工がコンクリート構造の場合）)

- (1) 橋梁補修・補強工事（上部工がコンクリート構造の場合）の発注については、随意契約を除き、補修内容により土木一式工事の総合点数を有する建設業者を対象とする。
- (2) 上部工の主構造に影響を及ぼす工事は、原則としてPC橋上部工事の入札参加資格を満たす建設業者を加えるものとする。

(造園工事)

- (1) 予定価格が5百万円未満の造園工事の発注については、随意契約を除き、原則として造園区分点759点以下の建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。ただし、発注者の判断により造園区分点760点以上879点以下の建設業者（府内業者に限る。）を加えることができるものとする。
- (2) 予定価格が5百万円以上で1千5百万円未満の造園工事の発注については、随意契約を除き、原則として造園区分点760点以上879点以下の建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。ただし、発注者の判断により造園区分点880点以上の建設業者（府内業者に限る。）を加えることができるものとする。
- (3) 予定価格が1千5百万円以上で5千万円未満の造園工事の発注については、随意契約を除き、原則として造園区分点880点以上の建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。
- (4) 予定価格が5千万円以上の造園工事の発注については、随意契約を除き、原則として造園区分点880点以上の建設業者を対象とする。
- (5) 特殊工事については、上記の予定価格による造園区分点の基準によらず、案件に応じて、発注者の判断により建設業者の対象を定めることができるものとする。
- (6) 造園区分点とは、造園工事の総合点数に、地元点（100点）、福祉点（8点）及び環境点（2点又は4点）を加算したものをいう。

地元点は府内業者（大阪府の区域内に建設業法施行規則第6条の主たる営業所を置く者）に加算し、福祉点は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率を達成している者に加算し、環境点は、建設業許可を有する建設工事に関する事業活動について「エコアクション21」、「KES」又は「エコステージ」の認証を、大阪府との契約先（本店又は支店等）において取得している者に加算する。（ただし、経営事項審査結果でISO14001の加点評価を受けている場合を除く。）

(加算点数)

- ・KES（ステップ1）、エコステージ（ステージ1）：2点
 - ・KES（ステップ2）、エコステージ（ステージ2以上）、エコアクション21：4点
- なお、地元点、福祉点及び環境点の加算については、当該年度の入札参加資格登録(※)

において該当している場合に行う。

※『当該年度の4月1日時点の入札参加資格登録』、または、『年度途中で新規に入札参加資格登録をした場合にあつては、その入札参加資格登録』

(交通安全施設工事 (構造物))

- (1) 予定価格が1千万円未満の交通安全施設工事(構造物)の発注については、とび・土工・コンクリート工事の総合点数を有する建設業者(府内業者に限る。)を対象とする。
- (2) 予定価格が1千万円以上の交通安全施設工事(構造物)の発注については、とび・土工・コンクリート工事の総合点数を有する建設業者を対象とする。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、予定価格が1千万円以上の防音壁工事の発注については、随意契約を除き、原則としてとび・土工・コンクリート工事の総合点数800点以上(府内業者にあつては700点以上)の建設業者を対象とし、予定価格が1千万円未満の防音壁工事の発注については、随意契約を除き、とび・土工・コンクリート工事の総合点数700点以上(府内業者に限る。)の建設業者を対象とする。

(交通安全施設工事 (区画線))

- (1) 交通安全施設工事(区画線)の発注については、塗装工事の総合点数を有する建設業者を対象とする。

(塗装工事)

- (1) 予定価格が2千5百万円未満の塗装工事の発注については、塗装工事の総合点数を有する建設業者(府内業者に限る。)を対象とする。
- (2) 予定価格が2千5百万円以上の塗装工事の発注については、塗装工事の総合点数を有する建設業者を対象とする。

(法面処理工事)

- (1) 法面処理工事の発注については、土木一式工事及び法面処理工事の総合点数を有する建設業者(府内業者に限る。)を対象とする。

(しゅんせつ工事)

- (1) 予定価格が1億円未満の河川におけるしゅんせつ工事の発注については、しゅんせつ工事の総合点数を有する建設業者(原則として府内業者に限る。)を対象とする。

※河川におけるしゅんせつ工事：浚渫船・土運船を利用した、工事種別を「しゅんせつ工事」で発注するもの。